

令和7年度倉敷市福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金

「福祉サービス事業所等支援」交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食料品価格高騰の影響を大きく受けている福祉サービスを提供する事業所等の負担軽減を図ることを目的とする。

2 予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 この支援金の交付の対象となる者は、別表の「交付対象事業所等」の欄に定める福祉サービスを提供している市内の事業所等（以下「事業所等」という。）とする。ただし、国及び地方公共団体が運営している事業所等（委託事業を除く。）は対象外とする。

2 この支援金の交付の対象となる事業所等は、令和7年6月1日に市内で事業を実施しているもので、事業を継続する見込みのある事業所等とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、支援金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(4) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の目的等に照らして適当でないと認める者

(支援金の額等)

第3条 この支援金は、事業所等の種別や規模等に基づき別表により事業所等ごとに運営する法人に交付するものとする。

2 交付の上限額は1事業所等当たり80万円とし、上限額の範囲内で算出した支援金を交付する。

3 支援金の交付は一の事業所等につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一法人が複数の事業所等を運営している場合は、別表に示す申請先ごとにまとめて申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、第3条に規定する支援金の額を算出するとともに、所定の交付決定通知書により当該申請者に通知し、速やかに支援金を交付する。

(交付の取消し等)

第6条 市長は、前条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第2条第3項各号に掲げる者であることが判明したとき。

(4) その他市長が支援金を交付することが適当でないとして認めるとき。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取消した場合は、速やかに通知するものとする。ただし、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月6日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表（食料品価格高騰支援）

- 1 高齢福祉サービス等（申請先：介護保険課、ただし、※1の事業所等のうち、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は介護保険課、それ以外の場合は健康長寿課、※2の事業所等は福祉援護課）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	介護老人福祉施設	令和7年6月1日における入所（入居）定員1人当たり 10,000円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	短期入所生活介護（単独型、併設型のみ）	
	軽費老人ホーム ※1	令和7年6月1日における入所（入居）定員1人当たり 20,000円。
	養護老人ホーム ※2	令和7年6月1日における入所（入居）定員1人当たり 20,000円。

- 2 障がい福祉サービス等（申請先：障がい福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	施設入所支援	令和7年6月1日における入所定員1人当たり 20,000円

3 保育所等（申請先：保育・幼稚園課）

交付対象事業所等		支援金の額
通 所 系	保育所	令和7年6月1日における入所定員 1人当たり 4,800円
	幼保連携型認定こども園	
	保育所型認定こども園	
	幼稚園型認定こども園	
	小規模保育事業	
	事業所内保育事業	
	私立幼稚園	

4 保護施設（申請先：生活福祉課）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	救護施設	令和7年6月1日における入所定員 1人当たり 20,000円

5 児童養護施設（申請先：子ども相談センター）

交付対象事業所等		支援金の額
入 所 系	児童養護施設	令和7年6月1日における入所定員 1人当たり 20,000円